

源泉所得税の徴収漏れおよび対応について

1 経緯

一部の所属において、源泉所得税の徴収漏れの事例があったため、全庁において自己点検を実施した。

2 自己点検の概要

- (1) 対象機関 源泉徴収義務者である滋賀県知事の所管する所属(知事部局、教育委員会、警察本部等の全所属)
- (2) 実施期間 平成30年8月22日～8月31日
- (3) 対象期間 平成25年11月1日～平成30年7月31日(支出分)
- (4) 調査内容 測量士、不動産鑑定士、デザイナーなど所得税法第204条に掲げる業務等の報酬または料金に係る源泉所得税

3 自己点検結果および対応

(1) 徴収不足額等

源泉所得税不足額	延滞税	不納付加算税	納付額合計
1,284千円	21千円	65千円	1,370千円

- (2) 県は所轄税務署に源泉所得税不足額、延滞税および不納付加算税を納付する。
- (3) 県は該当する事業主に謝罪し、源泉徴収すべきであった所得税相当額の県への納付をお願いする。

4 源泉徴収漏れの要因

個人事業主を事業所名などから源泉徴収の必要がない「法人」とであると誤認したこと。予算科目が委託料などで、源泉徴収の必要がないものと誤認したこと。

5 再発防止策

- (1) 今後、支出負担行為決議時の書面の欄外に「源泉徴収必要」または「源泉徴収不要」と朱書きし、支出命令決議時に再度確認を行うことで、審査時のチェックの徹底を図る。
- (2) 毎月、会計管理局において、徴収漏れ・納付漏れデータを出力し、各所属に提供して、適正処理の徹底を図る。
- (3) 個人事業主の適正な支出処理の確保のため、財務会計システムにおいてエラー表示などができるようシステム改修し、点検を強化する。
- (4) 源泉徴収研修会の開催と周知徹底を図る。

●源泉所得税徴収漏れ等(年度別/所属別)

(単位 円)

所属名	大津土木事務所				湖東土木事務所				商工政策課				労働雇用政策課				計								
	年度	件数	源泉所得 税不足額	延滞税	不納付 加算税	計	件数	源泉所得 税不足額	延滞税	不納付 加算税	計	件数	源泉所得 税不足額	延滞税	不納付 加算税	計	件数	源泉所得 税不足額	延滞税	不納付 加算税	計				
H25					0					0					0	0	0	0	0	0	0				
H26					0					0	1	43,086	1,100	0	44,186		0	1	43,086	1,100	0	44,186			
H27	1	9,291	200		9,491	1	4,084	0	0	4,084	7	77,520	2,100	0	79,620		0	9	90,895	2,300	0	93,195			
H28	1	118,027	3,000	5,500	126,527					0					0	1	118,027	3,000	5,500		126,527				
H29	3	1,031,396	13,700	47,000	1,092,096					0					0	3	1,031,396	13,700	47,000		1,092,096				
H30					0					0					0	0	0	0	0	0	0				
計	5	1,158,714	16,900	52,500	1,228,114	1	4,084	0	0	4,084	8	120,606	3,200	0	123,806	0	0	0	0	0	14	1,283,404	20,100	52,500	1,356,004

H30 (納付漏れ)	21	<269,934>	600	12,500	13,100					0					0	1	<4,084>				0	22		600	12,500	13,100
---------------	----	-----------	-----	--------	--------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	---	---------	--	--	--	---	----	--	-----	--------	--------

※ <>書き数値は、既に納付済みです。

※ 延滞税および不納付加算税については、試算であり、源泉所得税納付後の税務署からの通知により決定となります。

(経緯の補足)

一部の所属(大津土木事務所)において、源泉所得税の徴収漏れの事例があったため、全庁において自己点検を実施した。

大津土木事務所からの不動産鑑定手数料の支出命令に係る会計課審査において、所得税が源泉徴収されてなかったため、大津土木事務所に書類を返し、源泉徴収の対象(法人、個人)かどうかの確認を依頼した。(平成30年7月末)

確認の結果、個人事業主であったため、支出命令を修正して源泉徴収を行い、適正に支出を完了した。(H30.8.10支払完了)

大津土木事務所では、過去の分の確認を行ったところ、徴収漏れの事例があるのが分かった。(H30.8.17)

土木交通部では、部全体で確認作業を進めるとし、会計管理局からも参考データを送付するとともに、全庁的に確認作業を行うよう指示をした。(H30.8.22)
(会計管理局管理課データ抽出 → 参考データを各部署へ送付した。)